

鳥取県公報

平成 26 年 1 月 28 日(火) 第 8 5 6 7 号

毎週火·金曜日発行

		目	次	
\Diamond	告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃 指定居宅サービス事業者の指定の取消 指定介護予防サービス事業者の指定の 土地改良区の役員の退任(65)(中部紹 介護老人保健施設の開設の許可(66)	し (63) (中部総合事務所福祉保健局) 取消し (64) (〃) ・・・・・・・ 総合事務所農林局) ・・・・・・・	· · · · · · · 2 · · · · · · 2 · · · ·
\Diamond	教委告示調達公告	土地改良法による換地計画の認可申請 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附 一般競争入札の実施(危機対策・情報 落札者の決定(2件)(情報政策課)・ 一般競争入札の実施(教育委員会事務	属機関(3)(特別支援教育課)・・ 課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 · · · · · · 3 · · · · · · 4 · · · · ·

示

鳥取県告示第62号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 治

廃止年月日	住 所	名称
平成26年1月27日	鳥取市富安一丁目221-1	倉吉信用金庫鳥取支店

鳥取県告示第63号

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の5第5項の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123 号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示する。

平成26年1月28日

鳥取県中部総合事務所長 中 Щ

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	サービスの種類	取消年月日	
一般社団法人明友	会 オアシス倉吉	一般社団法人明友会	倉吉市福守町406-6	通所介護	平成26年1月22日

鳥取県告示第64号

行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の5第5項の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123 号) 第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示する。

平成26年1月28日

鳥取県中部総合事務所長 中 山

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	サービスの種類	取消年月日
一般社団法人明友会	オアシス倉吉	倉吉市福守町406-6	介護予防通所介護	平成26年1月22日

鳥取県告示第65号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が 退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年1月28日

鳥取県中部総合事務所長 中 山

退任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 勳 東伯郡北栄町江北1814

平成25年12月27日退任

鳥取県告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、 同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人こうほうえん	ユニット型介護老人保健施設	鳥取市浜坂228-1	平成26年4月1日
	いなば幸朋苑		

鳥取県告示第67号

鳥取市が行う土地改良事業に係る猪子地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月28日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年1月28日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部農林事務所長に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
----	----------	------	--------

県立特別支援学校医療的 特別支援学校等における医療的ケアの 平成26年1月28日から 特別支援教育課 在り方等に関する事項 同年3月31日まで ケア実施体制検討委員会

調 達 公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成26年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式 (業務の内訳とその予定回数)

ア 定期点検 1回 イ 故障修理(重故障A) 10回 ウ 故障修理(重故障B) 10回 工 故障修理(中故障A) 10回 才 故障修理(中故障B) 10回 カ 故障修理(軽故障A) 10回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

キ 故障修理(軽故障B)

(3) 業務の期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙 入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を電 子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

12回

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額 の算出に用いた定期点検及び故障修理の単価によることとし、委託料の請求は、当該単価に業務の実施回数 を乗じて得た額の合計額に当該額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てるものとする。) により行うものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。) から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるもの とする。) を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項各号に掲げる場合に該当して一般競争入札に 参加することができない者でないこと。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成26年2月6日(木)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- (3) 平成26年1月28日から同年3月17日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成26年1月28日から同年3月17日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間の いずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。
- (6) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の登録を受けていること。
- (7) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守 に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成20年4月1日から平成26年1月28日までの間にその履 行を完了した実績を有すること。
- 3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年1月28日(火)から同年2月25日(火)までの日にインターネットのホームペー ジ(物品調達ウェブサイト (http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/) から入手すること。ただ し、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年1月28日(火)から同年2月24日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(火)の 午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年3月10日(月)午前11時から同月17日(月)正午(午後6時から翌午前8時までの間並びに日 曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日(金)午後5時ま でとする。

イ 開札日時

平成26年3月17日(月)午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものに ついて順次実施する。

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し て提出しなければならない。
 - (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年2月25日 (火) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除 き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
 - (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで に納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第 11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供を もって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に1の(1)の予定回数を乗じて得た額に当該額の8パーセントに相 当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債 及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、 $5 \, \sigma(3)$ の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成26年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : 2014 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set
- (2) February 25, 2014 by noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 17,2014 by noon: Time—limit for submission of tenders

 (March 14,2014 5:00PM: Time—limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi 680-8570 Japan,

TEL 0857-26-7788

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANパソコン賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成25年12月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社鳥取支店

鳥取市湯所町二丁目258

- 5 落 札 金 額 月額5,748,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成25年10月18日 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県地域振興部情報政策課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 治

ノーツサーバ等 一式 1 調達件名及び数量

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 3 落 日 平成25年12月20日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター

鳥取市寺町50

5 落 札 金 額 65,310,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 平成25年11月26日 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県地域振興部情報政策課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月28日

鳥取県知事 平 井 治

1 調達内容

(1) 借入物件の名称及び数量

県立米子東高等学校整備事業仮設校舎賃貸借 一式

(2) 借入物件の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年11月1日から平成29年8月31日まで

(4) 納入期限

平成26年10月31日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙 入札により行うものであること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も った金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力 し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあっては(1)、共同企業 体にあっては(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 する者で、その業務区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札 参加資格の審査を求める申請書類を平成26年2月6日(木)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- ウ 平成26年1月28日(火)から同年3月14日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日 付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 平成26年1月28日(火)から同年3月14日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立 てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 でないこと。
- オ 平成16年4月1日以降に、国若しくは地方公共団体(国立大学法人及び公立大学法人を含む。)又は学 校法人との間で延床面積1,000平方メートル以上の仮設校舎に係る賃貸借契約を締結し、その契約の履行を 完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- カ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。) を受けていること。
- キ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ク 県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ケ 本件入札に参加する共同企業体の構成員ではないこと。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
 - ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。
 - イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体において、(1)のカ及びキの要件を満たす構成員が1者以上いること。なお、この要件は構 成員1者で満たしても、それぞれの要件を2者で満たしてもよい。
 - エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が 同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年1月28日(火)から同年2月24日(月)までの日にインターネットのホームペー ジ(物品電子調達ウェブサイト(http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/))から入手すること。 ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年1月28日(火)から同年2月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月24日(月)の 午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年3月10日(月)午前11時から同月14日(金)正午(午後6時から翌午前8時までの間並びに日 曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日(木)午後5時ま でとする。

イ 開札日時

平成26年3月14日(金)午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものに ついて順次実施する。

ウ場所

(1)に同じ

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成26年2月24日 (月) 正午までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除 き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日ま でに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提 出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要とな ること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Temporary buildings of the Tottori Prefectural Yonago Higashi High School, 1 set
- (2) February 24,2014 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 14,2014 noon: Time-limit for submission of tenders (March 13, 2014 5:00 pm: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL: 0857-26-7507